

求職者支援訓練における令和7年度第4四半期（令和8年1月～3月）開講コースの認定申請に係る設定枠のお知らせ

岐阜労働局における令和7年度岐阜県地域職業訓練実施計画により、岐阜県における令和7年度第4四半期（令和8年1月～3月）開講コースの認定申請に係る設定枠については、下記のとおりとなりますので、申請をお願いいたします。

記

1. 設定枠及び実施地域

種 別		第4四半期（令和8年1月～3月）	実施地域等
基礎コース		75	
		18	岐阜・中濃地域
		27	西濃地域
		15	東濃地域
		15	飛騨地域
実践コース		120	
05	介護福祉分野	15	全県枠
04	医療事務分野	10	
02 11	デジタル系分野	85	
	その他の成長分野	10	

※1 新規参入枠は基礎コースは22人、実践コースにおいては36人となります。

※2 「デジタル系分野」は、訓練分野番号の「02 IT分野」に、「11 デザイン分野」のうちWe bデザイン系コースを加えたものとなります。

（1）定員

1 コースの定員数は10～30名とします。

（2）設定方法

（イ）月ごとの設定は行わず、全て四半期ベースでの設定とします。

（ロ）基礎コースは地域ごとに設定します。

（ハ）実践コースは重点分野を上記表のとおりとし、全県枠とします。

（3）各設定枠において、同一月、同一分野、同一ハローワーク管轄の訓練コースは1コースのみの認定とします。

（4）同一実施施設から同一分野の通常訓練は、各四半期ごと1コースのみとします。

（5）認定単位期間で余剰定員が発生した訓練分野の定員については、同一認定単位期間内で、基礎コースと実践コースの間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とします。

（6）認定コースの定員数が少なかった場合の繰越分及び中止となった訓練コースの繰越分については、基礎コースと実践コース間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とします。

（7）1実施機関が申請できる「eラーニングコース」は1コースまでとします。

2. 認定申請書の受付期間

令和7年9月17日（水）～令和7年9月26日（金）

受付時間は、各日とも9時～16時となります。（12時～13時を除く）

3. 認定予定日

令和7年11月4日（火）

4. 訓練開始日

令和8年1月6日（火）～令和8年3月31日（火）

※ 雇用保険の手続きのため、原則、ハローワーク閉庁日翌日避けて訓練開始日の設定をお願いいたします。

5. 認定申請を希望する実施機関等への個別相談会

令和7年度第4四半期（令和8年1月～3月）開講コースの認定申請を希望される実施機関向けに下記のとおり個別相談（申請書類等作成支援）を実施しますので、多数のご参加をお願いいたします。

相談期間：令和7年9月17日（水）～令和7年9月25日（木）

相談時間：完全予約制にて承ります。

岐阜支部求職者支援課（電話：058-265-5800）までお申し込みください。

相談時間は、各日とも9時～16時となります。（12時～13時を除く）